

大鰐町小口資金特別保証制度要綱（タイプⅠ）

1. 目的 この制度は、大鰐町内の中小企業者に対し事業資金の保証を行い、企業経営の安定に資することを目的として実施する。
2. 保証対象 大鰐町内に住所又は主な事業所を有する中小企業者で納税状況の良好な企業
3. 取扱金融機関 青森県内に本店若しくは支店を有する金融機関のうち、この制度に賛同する金融機関
4. 貸付総額 金5,000万円
5. 実施期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日
6. 保証条件
 - (1) 資金用途 事業経営に必要な運転資金及び設備資金
 - (2) 貸付金額 1企業につき 1,250万円以内
 - (3) 保証期間 7年以内で関係機関と協会が協議のうえ決定する。ただし、必要に応じて、運転資金は6か月以内、設備資金は1年以内の据置期間を設けることができる。
 - (4) 貸付利率 年率1.9%以内
 - (5) 貸付形式 手形貸付、証書貸付及び手形割引
 - (6) 償還方法 一括払い又は割賦償還
 - (7) 保証料率

ア 無担保保険（一般関係）、普通保険（一般関係）を利用の場合は、財務その他経営に関する情報を基にリスク計測モデルにより算出される評点に応じた下表の区分の料率を適用する。

ただし、次のいずれかに該当する場合は区分⑤の料率を適用する。

- ・個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
- ・事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がないもの
- ・同一の事業を営む複数の者であって金融機関からの借入に係る連帯債務を負担するもの

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 (年率、%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
割引適用	1. 責任共有保証料率が適用される保証（一括支払契約保証を除く。）において、会計参与設置会社は0.1%割引する。 2. 原則として担保保全率が100%以上の場合は0.1%割引する。 但し、保証料補給がある場合は補給割合にかかわらず担保割引は適用しない。								

イ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）に規定するセーフティネット保証1～4、6号に該当する場合は年0.95%、同保証5・7・8号に該当する場合は年0.86%とするなど特例保証等に該当する場合は青森県信用保証協会所定の保証料率を適用する。（割引適用は1.に該当する場合のみ）

- (8) 保証料 大鰐町が50%保証料を補給する。
- (9) 保証人及び担保（特別小口保険を利用する場合は不要）
 - ア 保証人 原則として、法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととする。
 - イ 担保 必要に応じて徴求する。

7. 受付場所 取扱金融機関、大鰐町商工会、信用保証協会

8. その他

- (1) この要綱において、「関係機関」とは大鰐町、大鰐町商工会、取扱金融機関をいう。
- (2) 特別小口保険を利用する場合は所定の納税証明書等を、経営安定関連特例保険を利用する場合は中小企業信用保険法に規定する市町村長の認定書を、それぞれ添付すること。
- (3) この制度の略称を「**①**」とする。
- (4) この要綱に定めのない事項については関係機関と協会が協議のうえ決定する。

附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。